

令和3年6月1日から

営業届出が必要になる場合があります！

平成30年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む事業者は、一部の届出対象外の事業者を除き、管轄の保健所に「**営業届出**」をする必要があります*。届出制度の開始は令和3年6月1日からです。

営業届出には、届出者の氏名、営業施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品、食品衛生責任者の氏名など所定の事項を記載してください。

*許可営業を営む事業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他に営業届出も行う必要があります。

大 ← 公衆衛生への影響 小

